教育の質保証のための各種点検・改善システムに関する申合せ

制　　定　令和３年 12 月６日
最終改正　令和６年 10 月 24 日

１．目的・ビジョン

本校の教育の質保証のために，内部質保証システムとして，いくつかの点検・改善システムを構築し，それを実施することにより，教育の改善を図る。

すなわち，目標とする人材像と３つのポリシーに即して，自ら問題を見つけ解決することができるよう主体的学習に取組み，ディプロマ・ポリシーに示す能力等を身に付け卒業・修了できるよう，教育研究等の活動を点検し，改善していくための各種点検・改善システムを構築する。

２．各種点検・改善システム

２－１　自己点検評価項目による点検システム　【別紙１】
２－２　年度計画項目による点検システム　【別紙２】
２－３　三つの方針の点検・改善システム　【別紙３】
２－４　各委員会の重点項目の点検システム　【別紙４】
２－５　授業改善システム　【別紙５】
２－６　学生への支援体制点検システム　【別紙６】

３．点検・改善システムの PDCA サイクル

学校全体の質保証のための各種点検・改善システムの PDCA サイクルを示す。

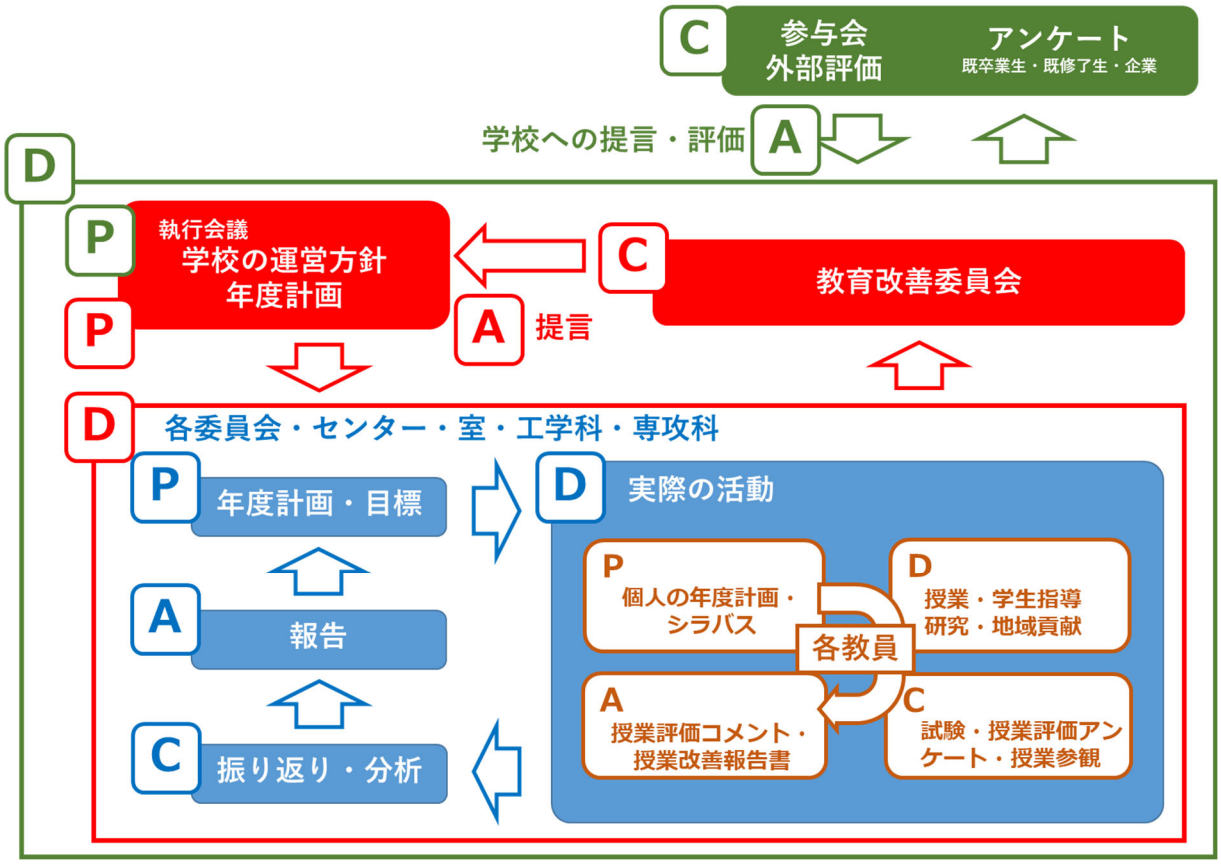


図１　学校全体の質保証のための点検・改善システムの PDCA サイクル

４．タイムスケジュール

各種点検・改善システムの年間のタイムスケジュールを示す。執行会議（総務主事と教育改善委員会）が主となり，このタイムスケジュールで，各種点検・改善システムを進めていく。

## 表１　各種点検・改善システムのタイムスケジュール

：執行会議（総務主事）　教育改善委員会　：委員会・教員・部局

| | 点　検　項　目 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 月 | 自己点検<br>評価項目 | 年度計画項目 | ３ポリシー | 各委員会 | 授業改善 | 学生支援 |
| 4 | 点検項目確認<br>（見直し） | 年度計画策定 | ３ポリシーの<br>確認 | 重点項目・活<br>動計画の策定 | | 支援活動等<br>計画 |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | 状況確認・<br>修正検討 | | | |
| 7 | 既卒業生・既<br>修了生・企業<br>ｱﾝｹｰﾄ準備＊ | | | | 授業評価アン<br>ケート実施 | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | 既卒業生・既<br>修了生・企業<br>ｱﾝｹｰﾄ実施＊ | | ３ポリシーの<br>点検 | | 点検書作成 | |
| 10 | | | | | 提言提示 | |
| 11 | | フォローアッ<br>プ（進捗状況） | | | 授業評価アン<br>ケート実施 | |
| 12 | 評価書作成 | | | | 授業改善<br>報告書提出 | 本科：学生との<br>意見交換会 |
| 1 | | | | | | |
| 2 | 参与会での<br>点検・評価 | | | | | 専攻科：学生と<br>の意見交換会 |
| 3 | | 年度計画報告 | | 活動報告 | | 学生への<br>満足度調査 |
| | 自己点検評価<br>結果の点検 | 年度計画点検 | | 活動状況を<br>点検 | | 点検・提言 |

＊既卒業生・既修了生および企業アンケートは，５年に一度実施

## ２－１　自己点検評価項目による点検システム

１．目的

機関別認証評価で定められている「教育活動を中心とした学校の総合的な状況について,学校として定期的に学校教育法第 109 条第１項に規定される自己点検･評価を行い,その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され，機能していること」を行うために，機関別認証評価項目を参考に自己点検評価項目を設定して，教育改善委員会が毎年自己点検評価を実施し，改善に繋げる。また，参与会（外部評価委員会）に評価して頂き，改善を行う。

２．自己点検評価項目による点検システム

２－１　執行会議で自己点検評価項目の確認と見直しの上点検書を策定する。　(Plan)

２－２　各委員会等の活動（Do）

各委員会等は，各委員会の年度計画に基づき実際の活動を実施し，活動状況を点検書に整理する。

２－３　自己点検項目を基に点検・評価・分析　(Check)

教育改善委員会は，点検書に基づき，点検・評価・分析（改善点）を行い，自己点検評価報告書を作成する。また，参与会（外部評価委員会）に提示し評価して頂く。なお，教育改善委員会が５年に一度，既卒業生・既修了生および企業に対してアンケート調査を実施し，学力・資質・能力および社会評価について把握する。

２－４　改善点の提言　(Act)

教育改善委員会で，自己点検および参与会（外部評価委員会）の点検・評価結果より，評価・提言をまとめる。また，４年に一度自己点検評価報告書を公開する。

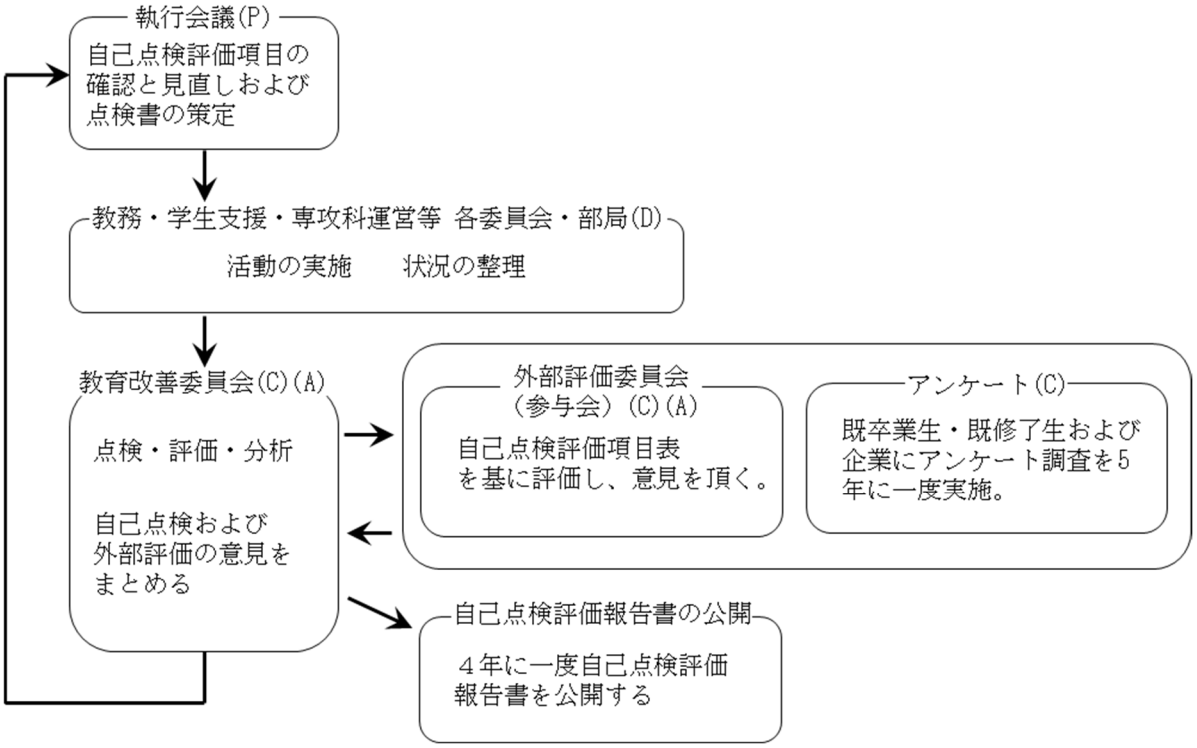


図２－１　自己点検評価項目による点検システム

３．自己点検評価項目による点検システムの点検計画

以下のように点検を実施していく。

１年目　・自己点検を全項目に対して行い，根拠資料も含めて自己点検評価報告書を作成し，参与会で全項目の外部評価を行い公表する。

２年目　・参与会から意見及び自己点検の実施状況を踏まえ，自己点検評価報告書を更新する。

３年目　・参与会で全項目の外部評価を行う。

４年目（１年目）・自己点検を全項目に対して行い，根拠資料も含めて自己点検評価報告書を作成し，参与会で全項目の外部評価を行い公表する。

## ２－２　年度計画項目による点検システム

１．目的

高専機構に毎年年度計画を提出するとともに，進捗状況と実績報告を行っている。この活動が適切に行われているか，各部署で自己点検を行い，その結果を教育改善委員会が点検する。

２．年度計画項目による点検システム

２－１　執行会議が年度計画を策定　(Plan)

各担当部署は，自己点検・評価および教育改善委員会からの点検結果をもとに，年度計画を立案し，執行会議が年度計画を策定する。

２－２　各担当部署の活動（Do）

各委員会等は，年度計画に基づき実際の活動を実施し，活動状況を点検書に整理する。

２－３　各担当部署および教育改善委員会の点検・評価　(Check)

教育改善委員会は，その点検書をもとに，点検・評価を行う。

２－４　改善の提言　(Act)

教育改善委員会は，改善点を取り纏め，執行会議に提言する。

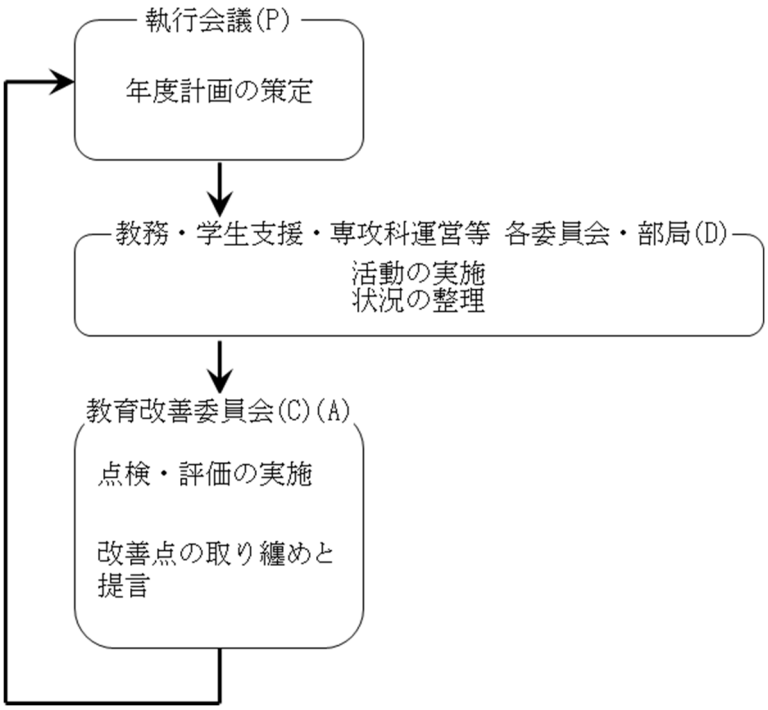


図２－２　年度計画項目による点検システム

## ２－３　三つの方針の点検・改善システム

１．目的

大学改革の一環として，2017（平成 29）年 4 月から，すべての大学・高専に対して，「入学者の受入れに関する方針」(アドミッション・ポリシー),「教育課程の編成及び実施に関する方針」(カリキュラム・ポリシー),「卒業の認定に関する方針」(ディプロマ・ポリシー）という「三つの方針」の策定と公開が義務付けられた。策定後，それらの方針が社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているかを点検する必要があり，以下の点検・改善システムを実施する。

２．三つの方針の点検・改善システム

２－１　執行会議が三つの方針を策定　(Plan)

執行会議が，学校の目的を踏まえて３つの方針が整合性を持つように，三つの指針を策定する。

２－２　各担当部署の活動（Do)

三つのポリシーに基づき，各委員会等で入試の実施，教育課程表の確認と見直し，卒業認定の実施などの活動を行い，状況を整理する。学習教育目標，教育課程表とともに，３つのポリシーの検討を行う。

２－３　教育改善委員会での点検・評価　(Check)

外部評価委員会（参与会)，自己点検評価報告書，既卒業生・既修了生および企業等に対するアンケート調査，学生への支援体制の点検システムなどの各担当部署の評価や提言をもとに，教育改善委員会において，三つのポリシーの点検・評価を行う。

２－４　改善の提言　(Act)

教育改善委員会において，改善点をまとめ，提言する。

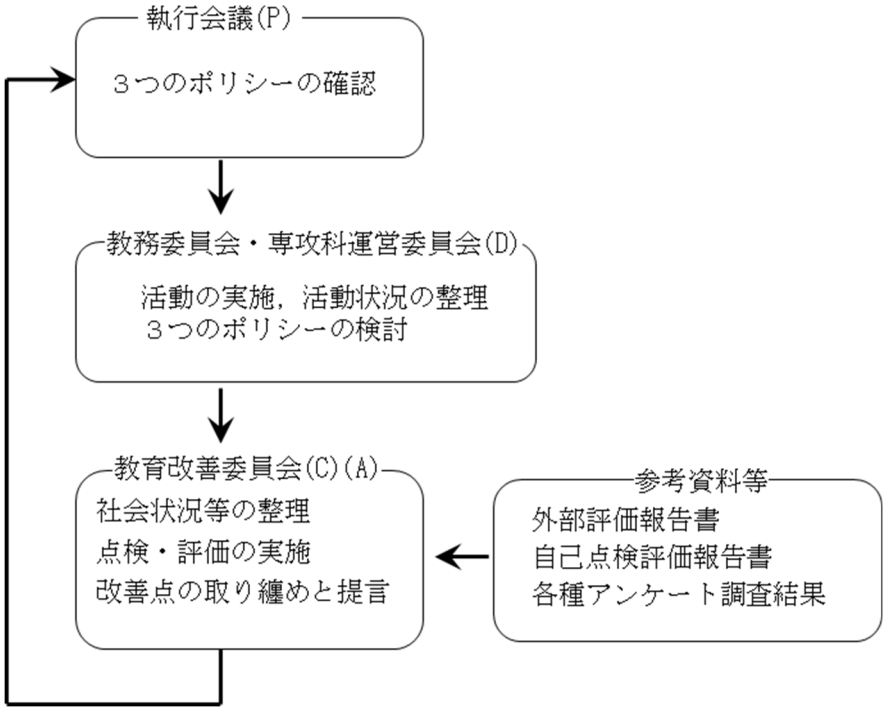


図２－３　三つの方針の点検・改善システム

## ２－４　各委員会の重点項目の点検システム

１．概要

各委員会は，重点項目を定め，それに対する活動等計画を立てて，委員会活動を行っている。その活動が実際に適切に行われているか教育改善委員会が点検し，改善点等を提言している。その PDCA サイクルを示す。

２．各委員会の重点項目の点検システム

２－１　各委員会の重点項目と活動等計画の策定　(Plan)

各委員会は，年度当初にその年度に行う重点項目とその活動等計画を定める。

２－２　各委員会の活動 (Do)

各委員会は，活動等計画に基づき実際の活動を実施し，活動状況の整理を行う。

２－３　教育改善委員会の評価・分析　(Check)，提言(Act)

教育改善委員会は，活動計画に基づく実際の活動状況を点検し，次年度への提言を行う。

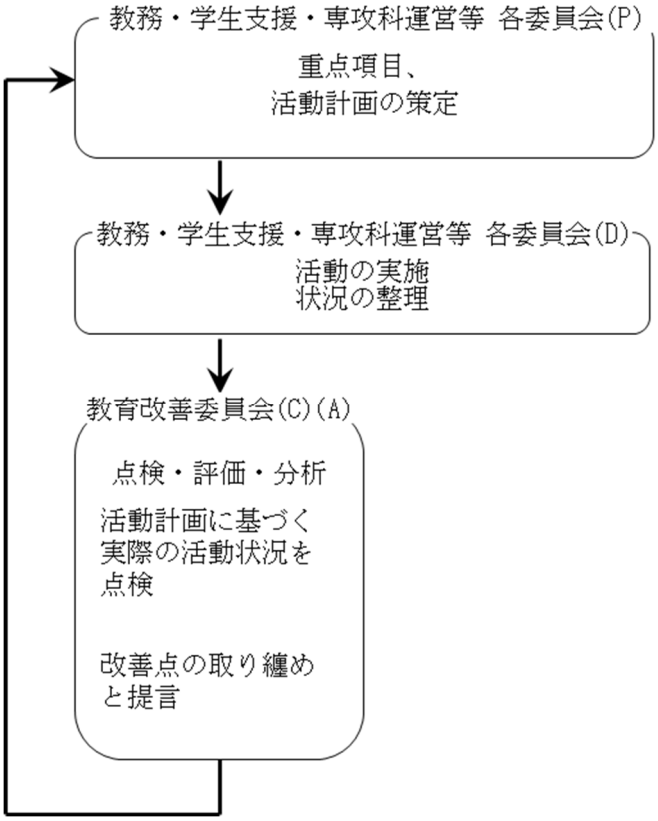


図２－４　各委員会の点検システム

## ２－５　授業改善システム

１．概要

教員は，常により良い授業を目指して努力している。しかし，その教授方法や効果については，独自の評価が多く，客観的に評価される場合は少ない。そこで，各方面(学生，教員，教育改善委員会)より授業に関する意見を調査・分析し，効果的な授業のあり方を検討し，授業改善に役立てる。

教育改善委員会は，各教員が適切な改善を行っているかをチェックし，その結果をチェック・提言シートに記入して，各教員へ授業に関する提言を行う。教員は，これによりPDCAサイクルを作り，授業改善に努めて行く。

２．改善システム

２－１　教員の授業計画　(Plan)

各教員は，教授内容を決めて，シラバスにその計画を示して，学生に提示する。

２－２　教員の授業実施　(Do)

各教員は，シラバスに基づき授業を行う。

２－３　教員の授業分析　(Check)

各教員は，以下の２つの視点から，各科目の授業分析を行う。

１）学生より，授業評価アンケート，メール目安箱，意見交換会　など

２）教員より，授業公開，科目間連携会議，科会，エビデンス閲覧　など

２－３－１　学生からの評価による分析

・　授業評価アンケート

各教員は，全科目に対して，年２回の授業アンケート調査を行い，その結果をもとに授業方法等の分析を行う。その結果をコメント（分析と課題）として，教員・学生に公開する。

・　その他

メール目安箱や学生との意見交換会での，科目に対する要望・意見から授業方法等の分析を行う。

２－３－２　教員からの評価による分析

・　授業公開

前期・後期に１週間ずつ年２回授業公開日が定められており，他の教員が授業参観を行う。そのアンケート結果をもとに授業方法等の分析を行う。

・　その他

科目間連携会議での要望・意見より，教員は授業方法等の分析を行う。

科会による科目への要望・意見より，教員は授業内容・方法等の分析を行う。

エビデンス閲覧（テスト・レポートなどの閲覧）による他の教員からの科目への要望・意見より，授業内容・方法等の分析を行う。

２－４　教員の授業改善　(Act)

各教員は，分析結果をもとに授業改善を行い，シラバスや授業に反映させ，その成果を「授業改善報告書」として提出する。

２－５　改善のチェック(Check)と提言(Act)

教育改善委員会は，①から⑥のチェックを行い，その結果をチェック・提言シート

に記入して，各教員へ授業に関する提言を行う。

① エビデンスチェックを行う。

教育改善委員会は，年度当初に前年度のエビデンスが，シラバス通りに提出されているかチェックを行い不備がある場合は，各担当教員に提出物確認票を渡し，再提出を求める。

② 試験問題レベル保証確認をチェックする。

産業システム工学プログラム科目（JABEE 対象科目）で学習・教育目標が（C-1）あるいは（D-1）を主たる目標としている科目の試験問題等が，技術士一次試験相当のレベル以上であるかを，各教員１科目（専攻科科目を優先）申請し，授業担当者以外の２名の教員により評価を行う。

③ 学生からの授業アンケートの実施状況をチェックする。（教務委員会に確認する）

④ 教員からの授業公開アンケート結果をチェックする。

⑤ 学生からの授業アンケートに対する教員のコメント状況をチェックする。（教務委員会に確認する）

⑥ 教員より提出された授業改善報告書をチェックする。

⑦ チェック結果を，チェック・提言シートへ記入し，各担当教員へ授業に関する提言を行う。

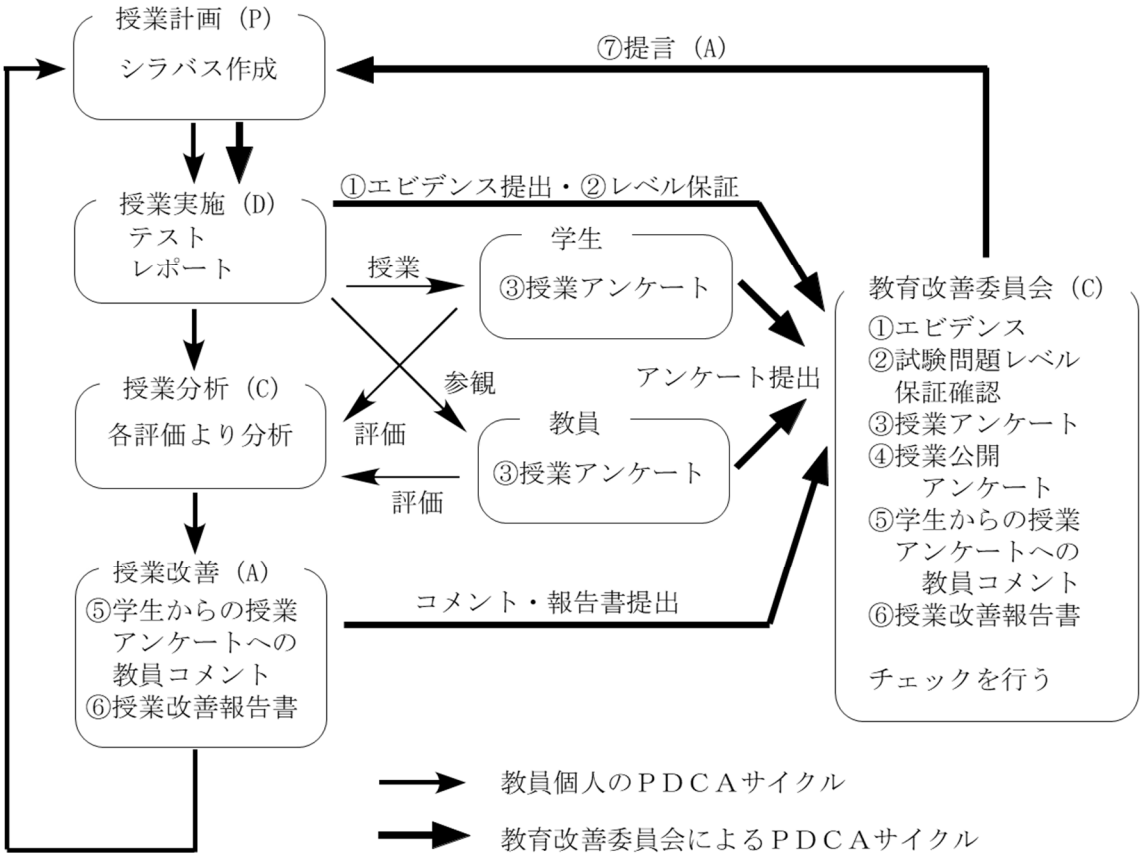


図２－５　授業改善システム

【別紙６】

## ２－６　学生への支援体制の点検システム

１．目的

教育を実施する上での履修指導，学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制，また，学生の課外活動に対する支援体制等が，整備され機能していることが必要である。

このため，学生との意見交換会，授業評価アンケート，学習教育目標達成度自己評価，学生への満足度調査を行い学生の意見・要望を聞いて，学生への支援体制を点検し，改善していく。

２．支援体制の点検システム

２－１　各委員会による学生への支援体制計画の策定　(Plan)

各委員会は，年度当初にその年度に学生への支援として行うことをまとめ支援活動等計画を定める。

２－２　各委員会の活動（Do）

各委員会は，学生への支援活動等計画に基づき実際の活動を実施する。

各委員会は，学生との意見交換会，授業評価アンケート，学習教育目標達成度自己評価，学生への満足度調査等から学生の意見・要望・満足度を把握する。

２－３　教育改善委員会による評価・分析　(Check)

教育改善委員会は，各委員会で実施された学生との意見交換会，授業評価アンケート，学習教育目標達成度自己評価，学生への満足度調査等の結果を評価・分析し，点検する。

２－４　各委員会の改善　(Act)

教育改善委員会は，学生への支援体制について各委員会へ提言を行う。

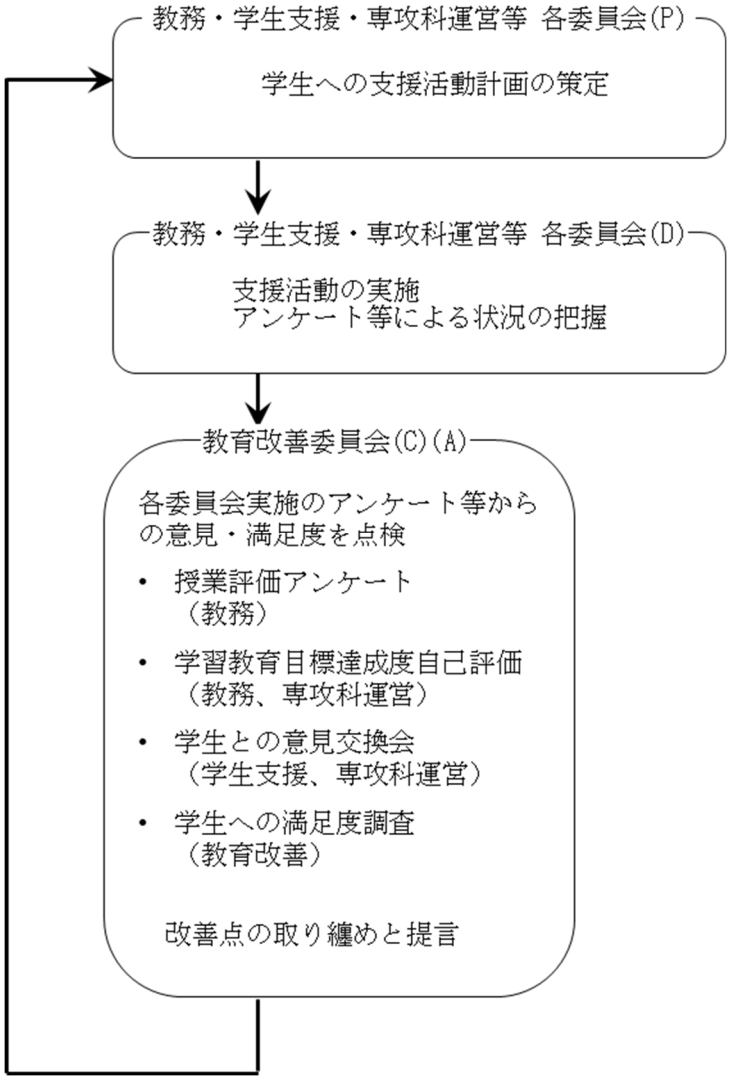


図２－６　学生への支援体制点検システム

附　則（令和３年12月６日 制定）
この申合せは，令和３年12月６日から施行する。

附　則（令和６年２月29日 一部改正）
この申合せは，令和６年２月29日から施行する。

附　則（令和６年10月24日 一部改正）
この申合せは，令和６年10月24日から施行する。